

長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則の一部を改正する
規則要綱

事 項	説 明
1 改正理由	長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正に伴い、改正するもの。
2 主な内容	長野県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正に伴い、参照条文を改める（第7条関係）。
3 施行期日	この規則は、平成26年4月1日から施行する。